○財務省・農林水産省・国土交通省・経済産業省・環境省・厚生労働省令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上　浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉　進次郎

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省・農林水産省・国土交通省・経済産業省・環境省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別記様式（第１条関係）

（略）

表１～10　（略）

表11　食品循環資源の再生利用等の実施率（（④＋⑥＋⑦×0.95＋⑧）÷（①＋④）×100（％））

平成19年度及び直近５年度の基準実施率（％）					
平成19年度	年度	年度	年度	年度	年度

当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率（％）

業　種	再生利用等の実施率（％）

再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由	

表12～17　（略）

［備考］

１～10　（略）

11　表11の「平成19年度及び直近５年度の基準実施率（％）」の欄には、平成19年度及び直近５年度（当年度を含む。）における食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第２条に規定する基準実施率を記入すること。

　また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。

12～14　（略）

改正前

別記様式（第１条関係）

（略）

表１～10　（略）

表11　食品循環資源の再生利用等の実施率（（④＋⑥＋⑦×0.95＋⑧）÷（①＋④）×100（％））

基準実施率（％）					
平成19年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度

当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率（％）

業　種	再生利用等の実施率（％）

再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由	

表12～17　（略）

［備考］

１～10　（略）

11　表11の「基準実施率（％）」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第２条に規定する基準実施率を記入すること。

　また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。

12～14　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。